

石巻市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年3月26日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

- 1 監査対象部課 復興事業部  
基盤整備課、区画整理第1課、区画整理第2課、集団移転対策第1課、集団移転対策第2課、土地利用課、復興住宅課
- 2 監 査 期 間 平成26年1月27日から同年3月25日まで
- 3 監査対象範囲 平成25年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(平成25年12月31日現在)
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成25年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において、別紙のとおり指摘します。  
なお、指摘事項以外の軽微な誤り等については、別途指導しました。

## 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
復興住宅課	支出事務	<p>平成 25 年 11 月 26 日に開催された第 2 回石巻市借上市営住宅制度運営委員会において承認された、石巻市営沖六勺東復興住宅及び石巻市営沖六勺西復興住宅に係る借上料の算定について、次のとおり適用する算定率を誤り、過大に算出されていた。</p> <p>当該借上に係る賃貸借契約については、平成 26 年 1 月 17 日付で契約締結されており、借上期間は、平成 26 年 2 月 1 日から平成 46 年 1 月 31 日までとなっている。</p> <p>そのため、1 回目の支払となる平成 26 年 2 月分については、翌月の 3 月に支払予定であったため、当該算定誤りによる過大支出はなかったものの、本契約による借上期間は、20 年という長期にわたるものであり、算定誤りによる借上料と適正な借上料との差額が少額であったとしても、将来的には大きな差額となってしまうことになる。</p> <p>については、本契約については、速やかに変更されるとともに、今後の市営借上住宅に係る借上料の算定に当たっては、石巻市借上市営住宅の借上料に関する算定基準の規定に基づき、慎重かつ正確に行われたい。</p> <p>1 石巻市営沖六勺東復興住宅</p> <p>土地に係る利回りの算定率及び当該住宅の課税対象額を求める際の算定率の適用を誤り、借上料を過大に算出していた。</p> <p>(1) 土地に係る利回りの算定率 誤：2/100 正：1/100</p> <p>(2) 課税対象額を求める際の算定率 誤：60/100 正：65/100</p>

対象課	不 適 正 事 項																						
	項 目	内 容																					
		<p>(3)借上料の正誤表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>借上料(誤)</th> <th>借上料(正)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1LDK (50.5 m<sup>2</sup>)</td> <td>58,200 円</td> <td>58,000 円</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>1LDK (59.6 m<sup>2</sup>)</td> <td>68,700 円</td> <td>68,400 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>2LDK (61.0 m<sup>2</sup>)</td> <td>70,300 円</td> <td>70,000 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>3LDK (76.4 m<sup>2</sup>)</td> <td>89,100 円</td> <td>87,700 円</td> <td>1,400 円</td> </tr> </tbody> </table>		住戸タイプ	借上料(誤)	借上料(正)	差額	1LDK (50.5 m <sup>2</sup> )	58,200 円	58,000 円	200 円	1LDK (59.6 m <sup>2</sup> )	68,700 円	68,400 円	300 円	2LDK (61.0 m <sup>2</sup> )	70,300 円	70,000 円	300 円	3LDK (76.4 m <sup>2</sup> )	89,100 円	87,700 円	1,400 円
住戸タイプ	借上料(誤)	借上料(正)	差額																				
1LDK (50.5 m <sup>2</sup> )	58,200 円	58,000 円	200 円																				
1LDK (59.6 m <sup>2</sup> )	68,700 円	68,400 円	300 円																				
2LDK (61.0 m <sup>2</sup> )	70,300 円	70,000 円	300 円																				
3LDK (76.4 m <sup>2</sup> )	89,100 円	87,700 円	1,400 円																				
		<p>2 石巻市営沖六勺西復興住宅 土地に係る利回りの算定率の適用を誤り、借上料が過大に算出されていた。</p> <p>(1) 土地に係る利回りの算定率 誤：2/100 正：1/100</p> <p>(2)借上料の正誤表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>借上料(誤)</th> <th>借上料(正)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2LDK (63.8 m<sup>2</sup>)</td> <td>69,600 円</td> <td>69,400 円</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>1LDK (62.4 m<sup>2</sup>)</td> <td>68,100 円</td> <td>67,900 円</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>3LDK (76.0 m<sup>2</sup>)</td> <td>82,900 円</td> <td>82,600 円</td> <td>300 円</td> </tr> </tbody> </table>		住戸タイプ	借上料(誤)	借上料(正)	差額	2LDK (63.8 m <sup>2</sup> )	69,600 円	69,400 円	200 円	1LDK (62.4 m <sup>2</sup> )	68,100 円	67,900 円	200 円	3LDK (76.0 m <sup>2</sup> )	82,900 円	82,600 円	300 円				
住戸タイプ	借上料(誤)	借上料(正)	差額																				
2LDK (63.8 m <sup>2</sup> )	69,600 円	69,400 円	200 円																				
1LDK (62.4 m <sup>2</sup> )	68,100 円	67,900 円	200 円																				
3LDK (76.0 m <sup>2</sup> )	82,900 円	82,600 円	300 円																				